

## 議案第11号

### 損害賠償の額を定めることについて

市道11-1号線の鹿谷町保田地係において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

### 記

#### 1 損害を賠償する相手方

福井県福井市林藤島町16番8

西濃運輸株式会社 福井支店 支店長 仲田 孝弘

#### 2 事故の概要

令和7年11月11日午前10時頃、市道11-1号線（勝山市鹿谷町保田地係）の交差点において、勝山市職員が運転する公用車が優先道路へ右折し進入したときに、左側より走行してきた貨物車と衝突したことにより貨物車を損傷させたものである。

#### 3 損害賠償の額 金343,400円

令和8年6月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

### 提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。